

## 国際大会出場奨励金交付要綱

(奨励金について)

第1条 世界規模のスポーツ大会に出場する者の栄誉を称え、活躍を祈念するとともに、市のスポーツ振興及びスポーツ活動に対する市民の意識高揚を図るため、国際大会出場奨励金を交付する。

(対象大会)

第2条 奨励金の対象となるスポーツ大会(以下「大会」という。)は、以下のとおりとする。

- (1) オリンピック競技大会
- (2) パラリンピック競技大会
- (3) デフリンピック競技大会
- (4) スペシャルオリンピックスワールドゲーム
- (5) 前号以外で国際競技連盟が主催する世界規模の大会等

(交付対象者)

第3条 交付対象者は、前条に掲げる大会に予選又は選抜・選考により日本代表として出場する選手のうち、大会当日において、次の各号のいずれかに該当する者とする。ただし、大会出場の登録選手に該当する者とし、監督、コーチ、マネージャー等は含まない。

- (1) 市内に住所を有する者又は市内に通勤し、若しくは通学する者
- (2) 市内に活動の拠点を有するスポーツ団体等に所属している者
- (3) その他会長が認める者

(奨励金の額)

第4条 奨励金の額は、別表1のとおりとする。

(交付申請)

第5条 交付申請の提出期限は、出発日の2週間前とする。期限を過ぎてからの申請は認めない。

2 提出書類は、次のとおりとする。

- ア 交付申請書兼請求書(様式第1号)
- イ 大会要項
- ウ 代表選出・大会出場等が証明できる書類
- エ その他会長が必要と認める書類

(実績報告)

第6条 実績報告の提出期限は、大会終了後の1か月以内又は3月31日のいずれか早い日とする。期限を過ぎてからの報告は認めない。

2 提出書類は、次のとおりとする。

- ア 実績報告書（様式第3号）
- イ 大会結果がわかるもの
- ウ その他会長が必要と認める書類

（委任）

第7条 補助金を請求するにあたり、申請者と受領者が異なる場合は、委任状（様式4号）を提出すること。

附則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、令和7年6月1日から施行する。